

城陽市中小企業低利融資制度のご案内 (マル城制度)

この制度は、中小企業者の皆さんに対し、事業資金を低利であつせんし、皆さんの経営の安定と健全な発展を図ることを目的とした制度です。

また、利用者の負担を軽減するため、信用保証料と支払利子を補給します。

◇制度の概要（詳細は裏面参照）

融 資 額 ・ 期 間	運転資金 2000 万円 5 年以内・設備資金 3000 万円 7 年以内
融 資 利 率	年 1. 3 % （注 1）
融 資 対 象	市内に 1 年以上住所を有し（個人は住民登録、法人は市内に本店又は支店を登記）、継続して 1 年以上事業を営み、市税を完納し、保証協会の保証対象となる中小企業者
連 帯 保 証 人	法人代表者のみ必要
補 給 内 容	信用保証料を 2 分の 1 補給 2 年間の支払利子を全額補給

◇相談・申し込みは、取扱金融機関窓口へ

※変更後の金利適用基準日は、取扱金融機関からの融資実行日とします。

（注 1）適用期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日



城陽市商工観光課
TEL0774 - 56 - 4018

城陽市中小企業低利融資制度（略称「マル城制度」）について

◆融資の申込資格について

融資申込みには、次のような資格要件が必要です。

- 1 融資申込み時において、城陽市内に引き続き1年以上住所を有する中小企業者であること。
 - (1) 個人事業者の場合、城陽市内に代表者が住所を有していること。
 - (2) 法人事業者の場合、城陽市内に本店又は支店を登記していること。
- 2 1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であること。
- 3 市税の滞納がないこと。
- 4 京都信用保証協会の保証対象業種であること。

※中小企業者の定義（資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当していること）

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下

◆融資の条件について

- 1 資金使途・融資限度額は「運転資金」2,000万円以内、「設備資金」3,000万円以内、「運転・設備資金」（設備資金が2分の1以上）3,000万円以内です。1企業当たりの融資限度額は3,000万円以内（10万円単位）です。
- 2 融資期間は「運転資金」が5年以内、「設備資金」が7年以内、「運転・設備資金」が7年以内で、融資金利は年1.3%です。
- 3 返済方法は、元金均等月賦返済（必要に応じて6カ月以内の据置可）です。
- 4 連帯保証人は、法人事業者の場合の法人代表者以外は不要です。
- 5 無担保扱いとしますが、必要に応じて担保を提出していただく場合があります。

◆融資の申し込みについて

下記書類等を添えて取扱金融機関窓口へお申し込みください。

【 共 通 】・市税の納税証明書(完納証明)・信用保証委託申込書

【法人の場合】・商業登記簿謄本・定款(写)・決算書(勘定科目明細)直近2期分(写)

【個人の場合】・住民票・確定申告書直近2期分(写)

※『設備資金の場合』は上記に加えて、設備計画書・見積書又は契約書・カタログ・家主の承諾書などが必要

<必要に応じ添付いただく書類>

許認可書(写)・試算表(直近月)・資金繰表・不動産登記簿謄本(写)・賃貸契約書(写)・現在借入中の全融資の返済予定表(写)

◆取扱金融機関について

この制度の取扱金融機関は、次の金融機関の各営業店です。

株式会社京 都 銀 行	京都中央信用金庫	京 都 信 用 金 庫	株式会社南 都 銀 行
-------------	----------	-------------	-------------

◆補給制度について

城陽市では、『マル城』融資制度をご利用いただいた皆さんの負担の軽減と企業経営の安定化の支援を図るため、信用保証料と支払利息を補給する制度を設けています。

信用保証料補給	保証料の2分の1を補給します
利 子 補 給	2年間分の支払利息を全額補給します。

※利息補給を受けるための要件

- 1 利息補給金の交付を申請する日の属する年の1月1日現在において、融資を受けたときから継続して城陽市内に居住又は所在し、市税を完納していること。当該融資に関し京都信用保証協会による代位弁済が行われた場合等を除く。
- 2 貸付実行時に金融機関で発行される返済予定表（写）を城陽市商工観光課へ提出すること。

◆融資手続について

※以下は概略的な手続を示しています。詳細は取扱金融機関窓口でご確認ください。

取扱金融機関窓口で申し込み

